



2022年5月19日

各 位

会社名 表示灯株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木真郎
(コード番号：7368 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長 永井東一
(TEL. 052-307-6633)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第56回定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を18,880,980株に変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 代表取締役および役付取締役に係る変更

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第23条第2項の取締役副会長の員数を1名から若干名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月24日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2022年6月24日(予定) |

〈別紙〉

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>15,500,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>18,880,980株</u> とする。 |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削 除) |
| (新 設) | <u>(電子提供措置等)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。 | (代表取締役および役付取締役) 第23条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。 |
| (新 設) | <u>(附則)</u> 1. 定款第19条の変更は、 <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、 <u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3. 本附則は、 <u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

以上